

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
総務・市民協働部
総 務 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
株T-Flap

目 次

告 示

- 告示第96号 令和8年熊本地震により被害を受けた地域における宇治市市税に関する申告期限等の延長……………（税務課）…2

公 告

- 公告第61号 都市公園の設置……………（公園緑地課）…2
○公告第62号 都市公園の設置……………（公園緑地課）…2
○公告第63号 経営管理権集積計画の縦覧……………（農林茶業課）…2

教 育 委 員 会

- 告示第11号 教育委員会の招集……………2

農 業 委 員 会

- 公告第8号 農業委員会定例総会の招集……………2

告 示

宇治市告示第96号

令和8年熊本地震により被害を受けた地域における宇治市市税に関する申告期限等の延長について

地方税法（昭和25年法律第226号）又は宇治市市税条例（昭和51年宇治市条例第1号）に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に指定する地域に居住し、又は所在する者に係るもので、その期限が令和年8年7月28日以後に到来するものについては、その期限を別に告示で定める期日まで延長します。

令和8年9月4日

宇治市長 松村 淳子

都道府県名	指 定 地 域
熊本県	八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町

公 告

宇治市公告第61号

都市公園の設置について

次の公園について、都市公園として供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により公告します。

なお、その関係図面は、宇治市都市整備部公園緑地課において、一般の縦覧に供します。

令和8年9月4日

宇治市長 松村 淳子

名称	位置及び区域	供用開始日
大納言児童遊園	安田町大納言31番42	令和8年9月4日
春日森第2児童遊園	小倉町春日森95番3	
西浦第2児童遊園	小倉町西浦25番12	
	小倉町西浦22番70	
	小倉町西浦26番13	
西山第2遊園	小倉町西山25番10	
西山児童遊園	小倉町西山46番7	
	小倉町西山48番9	
南浦第1児童遊園	小倉町南浦71番14	
	小倉町南浦71番19	
	小倉町南浦71番20	
	小倉町南浦71番29	
南堀池西児童遊園	小倉町南堀池38番17	
堀池第2遊園	小倉町堀池28番	
	小倉町堀池29番37	
蓮池北児童遊園	小倉町蓮池110番11	
	小倉町蓮池111番1	
蓮池西児童遊園	小倉町蓮池117番9	
	小倉町蓮池118番11	

宇治市公告第62号

都市公園の設置について

次の公園について、都市公園として供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により公告しま

す。

なお、その関係図面は、宇治市都市整備部公園緑地課において、一般の縦覧に供します。

令和8年9月4日

宇治市長 松村 淳子

名称	位置及び区域	供用開始日
古川遊園	五ヶ庄古川17番20	令和8年9月4日

宇治市公告第63号

経営管理権集積計画の縦覧について

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により次のとおり公告し、当該経営管理権集積計画を公衆の縦覧に供します。

令和8年9月4日

宇治市長 松村 淳子

1 経営管理権集積計画の対象森林				
地区名	地目	対象面積	経営管理権の終期	整理番号
西笠取中島 東笠取中島 東笠取稲出	山林	23.57ha	公告日から起算して12年を経過する日	集3-1～ 集3-17 集3-19～ 集3-24

2 縦覧場所

宇治市産業観光部農林茶業課及び宇治市ホームページ

3 本公告により、宇治市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会告示第11号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和8年8月24日

宇治市教育委員会
教育長 木上 晴之

開会日時 令和8年8月25日 午後6時30分

開会場所 宇治市役所602会議室

付議事項 1 会議録署名委員の指名について
2 報告
3 令和9年度使用学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択について（揭示済）

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会公告第8号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第3回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和8年9月4日

宇治市農業委員会

会長 中林 和夫

開会日時 令和8年9月7日 13時30分

開会場所 宇治市役所 8階 大会議室

- 付議事項
- 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について
 - 2 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
 - 3 その他